

奈良県の環境の現況について

(令和4年度 ダイオキシン類(大気・土壌))

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、令和4年度に県内で実施した環境中の大気及び土壌のダイオキシン類の常時監視調査結果は、次のとおり全て基準値以下でした。(測定機関：県、奈良市)

環境媒体	地点数	年平均値の濃度範囲	環境基準
大気	8	0.0083 ~ 0.014 (8地点平均 0.012)	0.6
土壌	9	0.0058 ~ 7.5 (9地点平均 1.7)	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³
土壌 : pg-TEQ/g

[参考]

1. 全国における環境中のダイオキシン類濃度の状況

令和3年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（令和5年3月環境省）

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準
大気	584	0.015	0.0022 ～ 0.25	0.6
土壌	760	3.4	0.000060 ～ 200	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³
土壌 : pg-TEQ/g

2. 用語解説

・ pg（ピコグラム）

1兆分の1グラム

・ ダイオキシン類

(1) ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン

(2) ポリ塩化ジベンゾフラン

(3) コプラナーポリ塩化ビフェニル

・ TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類は、200種類以上の異性体があり、それぞれの毒性が異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算して表す単位。

・ 土壌調査における一般環境調査及び発生源周辺調査

一般環境調査：特定の発生源の影響を想定せずに実施する調査。

発生源周辺調査：特定の発生源として一般廃棄物の焼却場を設定し、その周辺において実施する調査。